

# 整理すべき論点等

---

平成 28 年 11 月 21 日  
事 務 局

- 前回TF(10月31日)でいただいたご指摘を受けた修正点等は以下のとおり。

頁	条項	修正点
P9	第2条第1項 (適用対象)	本ガイドラインの適用対象について、「本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指しているが、電気通信事業法は、電気通信設備を国外のみに設置する者であって、日本国内に拠点を置かない者に対しては規律が及ばないものと解されており、そのような者は本ガイドライン第3条第1号に規定する「電気通信事業者」にも該当しないことから、本ガイドラインの適用対象外であると考えられる」旨を追記。
P12	第3条 (定義)	本ガイドラインが対象とする範囲について、「電気通信事業者が電気通信事業以外の事業において取得し、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係るシステムと連携せず、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る利用者の個人情報との紐付けが行われない個人情報については、本ガイドラインの対象とならない」旨の注記を追記。
P50	第9条 (内容の正確性の確保等)	保護の対象について、「個人情報」を「個人データ」に修正。
P58	第14条第1項 (プライバシーポリシー)	「取得に際しての利用目的(第8条第1項、3項)、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合の個人データの項目等(第15条第2項、3項、8項)、共同利用における共同利用される個人データの項目等(第15条第9項第3号、10項)、匿名加工情報に含まれる情報の項目等(第28条第3項、4項、5項、7項、第29条)、匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の安全管理措置等(第31条)について、プライバシーポリシー等において、通知、公表または本人が容易に知り得る状態に置くことが求められていることに留意する必要がある。」旨を追記。

頁	条項	修正点
P60	第14条第2項・第3項 (プライバシーポリシー)	アプリケーションによる情報収集等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表する等の取組は、電気通信事業者以外のアプリケーション提供事業者、情報収集モジュール提供者、アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者等の各関係者においても求められること、電気通信事業者における本条で示す取組が各関係事業者の取組の促進に資することが期待されることを追記。
P95	第24条 (開示等の請求等に応じる手続き)	開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項の例示に係る記載について、「個人情報」を「保有個人データ」に修正。
P117 P120	第36条 (不払い者等情報の交換) 第37条 (迷惑メール等の送信に係る加入者情報の交換)	不払い者等情報の交換や迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換も、第17条及び第18条の第三者提供に係る記録の作成・記録義務の規定の適用対象となることを追記。
P123	第39条 (ガイドラインの見直し)	ガイドライン解説のみに記載していたガイドラインの見直しについて、「このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。」旨をガイドライン本文にも記載。

- 安全管理措置に関する規定(第10条～第13条)について、現行の電気通信分野ガイドラインにおいてはその対象を「個人情報」としているが、個人情報保護法においてはその対象を「個人データ」としている。
- 改正電気通信分野ガイドラインにおいて、その対象を「個人情報」とするか、「個人データ」とするか、検討が必要。

## 案① 対象を「個人データ」とする

(考え方)

- ① 通信の秘密に該当しない散在情報(個人データでない個人情報)について、他の分野に比して特別に保護すべきケースはただちに想定されない。
- ② 基本的には、他の分野とデータの取扱いを異ならせること、事業者のコストを課すことは適当ではなく、保護対象はできる限り個人情報保護法と統一のとれたものとする。

※ なお、安全管理措置の規定(第11条関係)の解説において、散在情報も適切に扱うことが望ましい旨を追記する。

## 案② 対象を「個人情報」とする

(考え方)

- ① 電気通信事業者が取り扱う個人情報は、現行の電気通信分野ガイドラインにおいては、安全管理措置に関する規定の対象を「個人情報」とし、より厳格な措置を求めてきており、電気通信事業者に新たに過度な負担を強いるものではない。
- ② (左記のとおり、具体的なケースはただちに想定されないが、)電気通信事業法により罰則の下で通常の個人情報よりも厳格に保護されている通信の秘密に係る漏えい等を防ぐ観点から、個人データに該当しない個人情報についても引き続き慎重に対応し、厳格に保護する。

(参考1)個人情報保護法が安全管理措置(同法第20条)の対象を個人情報全般ではなく「個人データ」に限定しているのは、「個人データの安全管理が不十分な場合、漏えいし、他の個人データと容易に結合されることと等により、個人の権利利益を侵害するおそれ大きいこと、個人情報全般に一律に具体的な安全管理措置を課した場合、個人情報取扱事業者に過度な負担を追わせるおそれがあることによる」。  
(「個人情報保護法の逐条解説 宇賀克也著 引用)

(参考2)個人情報保護法において、後に個人情報データベース等に入力されることとなる個人情報についても、個人情報データベース等に入力するより前の時点においては、個人情報データベース等を構成する個人データには該当しない。

(参考)個人情報保護法第26条の確認・記録義務については、個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合には仮に後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても適用されず、受領後に受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することとなり、適用される。

(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(確認記録義務編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会) 参照)

(参考)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会)

2 定義

2-6 個人データ(法第2条第6項関係) 18頁

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。  
なお、法第2条第4項及び政令第3条第1項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの(例:市販の電話帳・住宅地図等)を構成する個人情報は、個人データに該当しない(2-4(個人情報データベース等)参照)。

【個人データに該当する事例】

事例1) 個人情報データベース等から外部記録媒体に保存された個人情報

事例2) 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

【個人データに該当しない事例】

事例) 個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(確認記録義務編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会)

2 確認・記録義務の適用対象

2-2-2 受領者に確認・記録義務が適用されない場合

2-2-2-1 法第26条の「個人データ」の該当性 (1) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合 10頁

② 判断時点

個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、仮に、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、法第26条の確認・記録義務は適用されない。

なお、受領後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することとなり、法第19条から法第34条までの規定が適用されることに留意する必要がある。

- 電気通信事業者が取り扱う位置情報のうち、通信の秘密に該当する位置情報については、個人情報の保護に関する法律に基づく規律のほか、電気通信事業法に基づく通信の秘密保護の規律の観点から踏まえた措置が必要となることから、その旨を解説に記載することが適当。
- 「位置情報プライバシーレポート」における議論の結果を踏まえ、通信の秘密に係る位置情報について十分な匿名化を行った上で他人への提供その他の利用を行う場合について、約款等に基づく包括同意であっても一定の要件のもとでは有効な同意といえることを解説に記載する。
- 上記以外の、通信の秘密の保護のために求められる措置を踏まえた位置情報の利活用ルール等については、平成27年度に「通信の秘密」に該当する位置情報について総務省が行った実証の結果及びこれを踏まえて今年度行う位置情報に関する実証実験の結果等に基づき、今後整理を行う。

## 改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第35条 113頁

通信の秘密に該当する位置情報については、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、他人への提供その他の利用をしてはならない。

そのため、通信の秘密に該当する位置情報について、匿名化して他人への提供その他の利用を行う場合には、通信の秘密保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐付けることができないよう十分な匿名化を行わなければならない、かつ匿名化して他人への提供その他の利用を行うことについてあらかじめ利用者の同意を得る必要がある。この場合、原則として個別明確な同意がなければ有効な同意があるとはいえないが、契約約款の内容等が利用者に対して十分に周知され、事後的にも利用者が随時に不利益なく同意内容を変更し、以後は位置情報を匿名化して利用しないよう求めることができることから利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるといえる場合であって、①匿名化の対象とされる情報の範囲、②加工の手法・管理運用体制の適切さなどを考慮すると通常の利用者であれば匿名化しての利用等を許諾すると想定できるときは、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても有効な同意があると考えられる。